

言語聴覚士

言語聴覚士（Speech-Language-Hearing Therapist : ST）とは

言語聴覚士法¹⁾において、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。（第二条）

言語聴覚士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。（第三条）

ことばによるコミュニケーションには言語、聴覚、発声・発音、認知などの各機能が関係しているが、病気や交通事故、発達上の問題などでこれらの機能が損なわれることがある。言語聴覚士はことばによるコミュニケーションに問題がある方に専門的な技術支援を提供し、自分らしく生活できるよう支援する専門職である。また、摂食・嚥下機能に関する問題にも専門的に対応する。

【主な勤務先】

病院（リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科など）、リハビリテーション関連施設、診療所、介護老人保健施設、児童通園施設（肢体不自由、知的障害）、社会福祉施設、特別支援学校、小児療育センター、医療機器メーカー、行政、学術機関等。

言語聴覚士の歴史と養成課程

言語聴覚士の養成についての経過としては、1971年に国立聴力言語障害センター附属聴能言語専門職員養成所（定員20名）が開設をされ、4年制大学の卒業生を対象に1年間の専門教育が開始された。その後、1984年に民間の専門学校により高卒後3年の専門教育というのも開始をされた。1987年厚生省内で資格法制化に向けて検討がなされ、言語聴覚療法の業務は、1965年に「理学療法士法、作業療法士法」に法制化されていた理学療法士や作業療法士のように、いわゆる医行為や診療補助行為を含むものとして位置づけられ、音声機能、言語機能または聴覚に障害のある者に対する発声訓練、構音訓練、言語訓練、嚥下訓練及び聴能訓練、もしくはこれらに必要な検査を行う等が議論された。1988年に医療言語聴覚士資格制度推進協議会が発足し「医療言語聴覚士養成施設認定制度」がスタートをされた。1996年時点では認定制度に基づき、15校（定員500名）の養成が行われていた。同協議会によると医療に従事する言語聴覚療法に関わる者は約2,000名で、同協議会が認定した者は約1,400名となっていた。2021年3月時点の累積では、36,255人となっている。

養成課程は、大学、高等専門学校等を修業後、文部科学大臣が指定する学校、または、都道府県知事が指定する言語聴覚士養成所を卒業することで受験資格を得ることができる。厚生労働大臣が指定する科目は、言語・コミュニケーション行動に関連する医学、心理学、言語学、音声学、音響学、社会科学などの基礎知識に加え、言語聴覚障害学総論、失語・高次

脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学、聴覚障害学など、障害を理解し、支援に必要な評価・検査・訓練の手順について習得する専門分野とされている。

倫理綱領と関連学会

【日本言語聴覚士協会倫理綱領】

言語聴覚士は、自らの責任を自覚し、人類愛の精神のもと、全ての人々に奉仕する。

○倫理規定

1. 言語聴覚士に関する倫理

- 1) 言語聴覚士は、関係する分野の知識と技術の習得に常に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
- 2) 言語聴覚士は、この職業の専門性と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるよう心掛ける。
- 3) 言語聴覚士は、職務を実践するにあたって、営利を目的とせず、何よりも訓練・指導・援助等を受ける人々の有益性を第一に優先する。

2. 訓練・指導・援助を受ける人々に関する倫理

- 1) 言語聴覚士は、訓練・指導・援助を受ける人々の人格を尊重し、真摯な態度で接するとともに、訓練・指導・援助等の内容について、適切に説明し、信頼が得られるよう努める。

3. 同職種間・関連職種間の関係性に関する倫理

- 1) 言語聴覚士は、互いに尊敬の念を抱き、関連職種関係者と協力し、自らの責務を果たすとともに、後進の育成に尽くす。

4. 言語聴覚士と社会との関係に関する倫理

- 1) 言語聴覚士は、言語聴覚士法に定める職務の実践を通して、社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守及び法秩序の構築に努める。

知識・技術の向上に関することは、症例ごとに病態が異なり治療方針が画一化されにくい性質を内在していることから、病態評価、検査、機能的な研究、疫学的研究、訓練の選択など体系的に積み上げ、言語聴覚士としてのスキルを維持・向上し、常に最新の知識に触れていく必要がある。学術大会、全国研修会、認定言語聴覚士講習会、実務者講習会、訪問リハビリ管理者研修会、日本発達障害ネットワーク年次大会など、様々な活動が実施されている。

【関連学会】

日本言語聴覚学会、日本失語症学会、日本コミュニケーション障害学会、日本嚥下医学会、日本摂食嚥下リハビリテーション学会、日本公衆衛生学会、日本保健医療行動科学会。

参考・引用文献

- 1) 言語聴覚士法. 法律第 132 号, 1997

(花家 薫)